郵送による国民健康保険**脱退**の手続き

脱退手続きに必要なもの（下記3点）を用意し、新発田市保険年金課までお送りください

1 新しい保険証（お勤め先の保険証）のコピー（脱退の届出書となります）

国保を脱退される方全員分の、お勤め先等から発行された健康保険証の表面（氏名や資格取得日などが印字されている面）を**コピーし、余白に脱退手続きを希望**する旨をご記入ください。

それぞれの方のマイナンバー

世帯主本人		妻	
お勤め先等の保険証（コピー） 新発田　太郎	1234 5678 9012	お勤め先等の保険証（コピー） 新発田　花子	9876 5432 1234

上記のとおり、勤め先の健康保険に加入したので、国保脱退の手続きを希望します。

令和〇〇年△△月□□日

世帯主名（例：『新発田　太郎』）　**住　所**（例：『新発田市中央町３－３－３』）

世帯主個人番号（例：『1234　5678　9012』）

連絡先電話番号と、呼び出しの方のお名前（例：『090-0000-0000、新発田花子 宛』）

2 今まで使用していた**国民健康保険の保険証**

新発田市国民健康保険証
新発田花子

新発田市国民健康保険証
新発田太郎

紛失された場合は、脱退届出書の余白にその旨をご記入ください。

3 世帯主のマイナンバーカードの写し

マイナンバーカードの写しの提出が困難な場合は、脱退届出書の余白にその旨をご記入ください。

【注意】

- 書類が届きましたらお知らせいたしますので、連絡先電話番号は**平日の日中にご連絡が可能な電話番号を記入**してください。
- 保険税については、届出日（**市役所への書類到着日）の翌月に精算**しますが、月末近くにご郵送いただいた届出書は、到着日の関係で翌々月の精算となる場合があります。
  あらかじめご了承ください。
- 国民年金は、勤務先で厚生年金の加入手続きを行い、後日、年金事務所から市役所へ連絡が来ますので、市役所へ手続きのための来庁は必要ありません。
- **国保加入（国民健康保険証の交付）につきましては郵送では受け付けしておりません。窓口にて本人確認等を行い、保険証をお渡ししております。詳しくはお問い合わせください。**

封筒にてお送りください

【提出・問合せ先】

〒957-8686
新潟県新発田市
中央町３丁目３番３号
新発田市役所　保険年金課
国保賦課係　資格担当　宛

（TEL）0254(28)9310